

# 高畠町農業委員会第15回総会議事録

1. 開催日時 令和6年8月26日(月)午前9時00分から午前9時55分

2. 開催場所 高畠町役場 第1委員会室

3. 出席委員(14名)

会長	1番	山口令和委員			
	2番	佐藤泰彦委員		3番	山田文則委員
	4番	高梨修一委員		5番	長谷川みどり委員
	6番	横山裕一委員		7番	齋藤真徳委員
	10番	菅野仁一委員		11番	高橋稔委員
	12番	栗田亮一委員		13番	安部春一委員
	14番	庄司和美委員		15番	萩原拓重委員
	16番	高橋正利委員			

4. 欠席委員(2名)

8番	嶋津功美委員	9番	黒田雅幸委員
----	--------	----	--------

5. 遅刻委員(-名)

なし

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事項

議第56号	農地法第3条第1項の規定による所有権の移転許可申請に対する農業委員会の許可について.....	4件
議第57号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する農業委員会の意見決定について.....	1件
議第58号	非農地証明願に対する農業委員会の意見決定について.....	1件
議第59号	高畠農業振興地域整備計画の変更に対する農業委員会の意見決定について.....	7件

7. その他の事項

8. 報告事項

9. 農業委員会事務局職員

事務局長 二宮弘明

農地専門員 田村善次

農林課職員

農政係長 嶋倉武志

事務局長

ただいまより第15回高畠町農業委員会総会を開会いたします。

初めに、高畠町農業委員会憲章唱和を行います。佐藤代理、お願いします。ご起立願います。

(高畠町農業委員会憲章唱和)

事務局長

ありがとうございました。

それでは、山口会長よりご挨拶をいただきます。よろしく願います。

山口会長

【会長挨拶】

事務局長

ありがとうございました。

本日の欠席者の届出について、ご報告を申し上げます。8番嶋津功美委員、9番黒田雅幸委員より欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。したがって、出席委員は16名中14名で定足数に達しております。

それでは、高畠町農業委員会総会会議規則第5条第1項により議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は山口会長にお願いいたします。よろしく願います。

議長

それでは、議事に入ります。

まず、日程第1、議事録署名委員の指名についてであります。高畠町農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定により、議長において指名させていただきますことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

それでは、15番萩原拓重委員、16番高橋正利委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の田村農地専門員を指名いたします。

す。

議 長

次に、日程第2、会期の決定を行います。

お諮りします。本総会の会期は、本日1日限りと決定したいと思います。  
これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、会期を本日1日限りと決定いたします。

議 長

次に、日程第3、議第59号「高島農業振興地域整備計画の変更に対する農業委員会の意見決定について」7件を議題といたします。この案件については農林課から出席をいただいておりますので、嶋倉農政係長の説明を求めます。・・・嶋倉係長。

番 外

【議第59号を議案書をもとに朗読】

議 長

この案件については現地調査が行われておりますので、代表農業委員より報告願います。10番菅野仁一委員。

10番

10番です。

それでは、ご報告いたします。8月16日、私と二宮局長と山口次長と、修一委員、農林課職員の5人で現地を見てまいりました。

1番、2番につきましては〇〇さんの資材置場になるわけではありますが、これについてはもう農地には戻らないと思い、やむなしと思って見てまいりました。

次、3番については、これも工場の増設ということですので、これもやむなしと見てきました。

4番につきましても工場の増設ということで、地主さんとの話もついてい

るということで、やむなしだと見てまいりました。

そして、5番については宅地造成ということで管理はされていたのですが、これもやむなしだろうということで見てまいりました。

6番につきましても工場の増設ということでありますので、そういった話もついているということでありますので、やむなしだなと思って見てまいりました。

7番につきましては住宅の本当に入り口でありまして、これもやむを得ないのかなと見てまいりました。

以上です。

議 長

以上で説明、報告が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑の方ございませんか。

では、私のほうから。農業委員会に対しての意見ですけれども、ほか団体への意見というものはあるのか。

あと、農地法の関係諸法令にありますけれども、農地法協議済みというのはどういうことなのか、ちょっと教えてください。嶋倉係長。

番 外

《嶋倉係長》 まず、手続としまして、このたびの意見照会については農業関係の関係団体へということで、農業委員会さんのほか土地改良区さん、それからJA山形おきたまさんのほうにも同様に意見照会を求めているというものになっております。その中で、それぞれからの意見について問題ないとなれば県のほうに、続いて協議のほうに進めさせてもらうという手順ということで、ご理解いただきたいと思います。

続いて、関係諸法令の農地法の協議済みという部分については、あくまでこの総会についてが、正式な協議の場という位置づけになります。こちらのあらかじめ関係諸法令、何に抵触するかと、関係するかというところを役場の庁舎内で土地利用の調整の会議という関係課を集めた会議の中で、しっかりと事前に話をしているかどうかという意味での、そして、おおむねその中で農地法の適用上、問題がないと見られるということで提案予定だという

ところでの意味での協議済みという認識で、ご理解いただきたいと思いません。

以上でございます。

議 長

あと、現地調査で1番、2番、農地には復活できないということで報告ありましたが、事前着工されているという理解なんでしょうか。

10番

〇〇さんの部分につきましては川と道路の間ということがあって、もともとの現状が多分田んぼだったと思うんだけど、その半分は既に許可になって、資材置場になっているという現状もありました。

そして、2番につきましては、もう既にほぼなっております、角っこの一部を今回申請していたということで、もともとの現状どうだかと聞かれても、ちょっと私どもには分からないんですが、もともとは田んぼだったんじゃないか、盛土したりした形跡はありました。これは、はっきり確認したわけではないので申し上げますが、もともとは水田だったと思います。そこをもともと買い上げて、そして半分は許可取って、残りの部分を今回申請に出したという状況がありました。

以上です。

議 長

そのほか、ありますか。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

それでは、採決いたします。

議 長

ただいま議題となっております議第59号について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。  
ここで暫時休憩いたします。

午前9時19分 休憩

午前9時20分 再開

議 長 それでは、再開いたします。

次に、日程第4、議第56号「農地法第3条第1項の規定による所有権の移転許可申請に対する農業委員会の許可について」4件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。・・・田村農地専門員。

番 外 《田村農地専門員》 ただいまの件について報告いたします。

**【議第56号を議案書をもとに朗読】**

議 長 ただいまの説明に関連して、担当地区推進委員より現地調査の報告書が提出されておりますので、事務局の報告を求めます。・・・田村農地専門員。

番 外 《田村農地専門員》 **【現地調査結果を報告】**

議 長 以上で説明、報告が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑の方ございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。

それでは、採決いたします。

議 長 　　ただいま議題となっております議第56号について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 　　異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議 長 　　次に、日程第5、議第57号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する農業委員会の意見決定について」1件を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。・・・二宮局長。

番 外 　　《二宮局長》 それでは、私のほうからただいまの件について、ご説明申し上げます。

【議第57号を議案書をもとに朗読】

議 長 　　この案件については現地調査が行われておりますので、代表農業委員より報告願います。4番高梨修一委員。

4 番 　　4番です。

8月16日、現地調査を行ってきました。現在、住宅の西側、畑として使用されており事前着工もないので、別に問題ないと思われま

す。以上でございます。

議 長 　　以上で説明、報告が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑の方ございませんか。

（質問、意見なし）

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。  
それでは、採決いたします。

議 長 ただいま議題となっております議第57号について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、日程第6、議第58号「非農地証明願に対する農業委員会の意見決定について」1件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。・・・二宮局長。

番 外 《二宮局長》 それでは、非農地証明について、ご説明申し上げます。

**【議第58号を議案書をもとに朗読】**

議 長 この案件については現地調査が行われておりますので、代表農業委員より報告願います。4番高梨修一委員。

4 番 4番です。

これも8月16日に現地調査をしてまいりました。現在、①については裏庭というか、あと擁壁なども建ってしまして、農地としての利用はまず困難という状況でした。

そして、②、③については、今事務所と車庫が建っており、これも農地としての復帰は難しい、見てのと通りの状況でした。

以上でございます。

議 長 以上で説明、報告が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑の方ございませんか。

それでは、私から。合計4筆ですけれども、面積①、あと②、③は3筆でまとまっているかと思えますけれども、一応、面積確認をお願いします。局長。

番 外 《二宮局長》 まず、上のほうですけれども、これが39平米です。②と③のところでは174平米です。車庫が99平米となっております。

拡大図の中の申請地のほかにも宅地の地目になっていまして、筆数まで30から40くらい、ちょっとカウントはしていないですけれども、すごく細かい字限図となっております。このたび、宅地として合筆をしたいということで申請があったということでございます。補足の説明になります。

以上です。

議 長 分かりました。

そのほか、ございますか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。

それでは、採決いたします。

議 長 ただいま議題となっております議第58号について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

- 議 長 続きまして、報告事項並びに今後の日程説明に入ります。  
最初に日程報告、事務局長、お願いします。
- 番 外 《二宮局長》
- 【報告事項並びに今後の日程説明】
- 議 長 続きまして、運営委員会委員長報告。10番菅野仁一委員長。
- 10番 【報告事項並びに今後の日程説明】
- 議 長 続きまして、農地専門委員会委員長報告。7番齋藤真徳委員長。
- 7番 【報告事項並びに今後の日程説明】
- 議 長 続きまして、農振専門委員会委員長報告。11番高橋 稔委員長。
- 11番 【報告事項並びに今後の日程説明】
- 議 長 続きまして、農委広報編集委員会委員長報告。5番長谷川みどり委員長。
- 5番 【報告事項並びに今後の日程説明】
- 議 長 続きまして、農業協同組合理事報告。13番安部春一理事。
- 13番 【報告事項並びに今後の日程説明】
- 議 長 続きまして、土地改良区理事報告。3番山田文則理事。

3 番

【報告事項並びに今後の日程説明】

議長

その他ございませんか。

ないようですので、以上で本日の総会を閉会といたします。